

経済産業省第三次補正予算事業施策のご案内

〔中小企業の協働による国内外販路開拓等復興支援事業〕

I. 本補助金制度の目的

東日本大震災等による影響を受けている中小企業等の復興を支援し、地域中小企業の販路の拡大を図るとともに、地域経済の活性化及び地域中小企業の振興に寄与するため、中小企業等が協働して、優れた素材や技術等を生かした優れた商品の開発及び販路開拓（被災地域にあっては国内外販路開拓、被災地域外にあっては国外販路開拓）に係る取組を支援することを目的とする。

II. 補助率

- 被災地枠：補助対象経費の10/10以内。
- 被災地外枠：補助対象経費の2/3以内。
- 補助限度額は、1事業あたり 2,000万円（下限100万円）。

III. 公募締切 平成24年1月20日（金）必着

IV. 補助対象経費

経費区分	経費内容	
事業費	①謝金	⑧通信運搬費
	②旅費	⑨原材料費
	③借損料	⑩機械装置等費
	④産業財産権等取得等費	⑪展示会等出展費
	⑤雑役務費	⑫マーケティング調査費
	⑥会場借料費	⑬商品紹介資料作成費（広報費）
	⑦資料購入費	⑭外注・委託費
その他の経費	⑮その他の経費	

※原則として、①～⑭に掲げる経費が対象となります。

V. 補助事業期間

○交付決定日から平成24年3月末日まで。

但し、正当な理由により補助事業期間内に補助事業を完了できない場合、本予算の繰越手続により平成24年12月を限度として認められた範囲で補助事業期間の延長を行うことができる。

VI. 補助対象者

○被災地枠で申請する場合にあっては、(1)～(4)に掲げる全ての要件に該当する者、被災地外枠で申請する場合にあっては(1)～(2)に掲げる全ての要件に該当する者（以下「中小企業者等」とします）。

(1) 補助対象者が次の①～⑦のいずれかに該当する者であること。

- ① 商工会議所・商工会・中小企業団体中央会
 - ② 事業協同組合、事業協同小組合または協同組合連合会或いは、商工組合または商工組合連合会
 - ③ 法律に規定する組合または組合連合会であって、地域中小企業の振興を図る事業の実施主体として適当と認められるもの
 - ④ 一般社団法人または一般財団法人であって、地域中小企業の振興を図る事業の実施主体として適当と認められるもの
 - ⑤ 特定非営利活動法人であって、地域中小企業の振興を図る事業の実施主体として適当と認められるもの
 - ⑥ 都道府県等が資本の額又は出資の総額の1/3以上を出資又は拠出している第三セクター
 - ⑦ 中小企業者を主とする4者以上の連携体であって構成員の2/3以上が①～⑥に該当する者又は中小企業者であり、事業を実施する上で参画事業者と主体的に協働するための具体的なスキームや組織体制等を備えていることが、参画事業者との契約等において確認できるもの
- (2) 中小企業者が協働して、地域の優れた素材や技術等を活かした商品開発や販路開拓（被災地外枠で応募する場合にあっては、国外販路開拓）を行うものであること。
- (3) 被災地域の復興に資するものであること。

(4)補助対象者又は参画事業者のうち1者以上が被災地域にあること。

※補助対象事業における注意事項等詳細については、HPの公募要領でご確認ください。

VII. 申請手続き・問合せ先

- 受付期間 平成24年1月20日(金) 必着 郵送のみ受付
- 問合せ先 全国中小企業中央会(調査部)
〒104-0033 東京都中央区新川1-26-19 全中・全味ビル
TEL: 03-3523-4906 ※この番号のみ受付

[問合せ対応時間] 月~金曜
9:30~12:00、13:00~16:30

○申請書等、制度内容の詳細および公募要領は、全国中央会のホームページにてご確認ください。

<http://www.chuokai.or.jp/josei/sinsai-fukkou-k.html>